

京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 3 条第 1 項中「面積の」を削る。

別表第 1 備考以外の部分を次のように改める。

区 分		基 準 使 用 料	
		ア	イ
単身赴任手当を支給される職員が居住する場合	面積が 55 平方メートル未満のもの	536 円	398 円
	面積が 55 平方メートル以上 70 平方メートル未満のもの	623	483
	面積が 70 平方メートル以上 80 平方メートル未満のもの	934	621
	面積が 80 平方メートル以上 100 平方メートル未満のもの	1,035	720
	面積が 100 平方メートル以上のもの	1,206	885
その他の職員が居住する場合	面積が 55 平方メートル未満のもの	589	431
	面積が 55 平方メートル以上 70 平方メートル未満のもの	705	529
	面積が 70 平方メートル以上 80 平方メートル未満のもの	1,058	684
	面積が 80 平方メートル以上 100 平方メートル未満のもの	1,212	812
	面積が 100 平方メートル以上のもの	1,413	994

別表第 1 備考中「立地条件」を「本市の区域内に存する公舎で、立地条件」に、「優れている公舎」を「優れているもの」に改め、「表」の右に「のイ欄」を加え、同備考を同備考 2 とし、同備考 2 の前に次のように加える。

- 1 ア欄は東京都の特別区の区域内に存する公舎について、イ欄は本市の区域内に存する公舎について、それぞれ適用する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

- 1 単身赴任手当を支給される職員が居住する場合

構造	面積 経過年数	55平方メートル未満		55平方メートル以上70平方メートル未満		70平方メートル以上80平方メートル未満		80平方メートル以上100平方メートル未満		100平方メートル以上	
		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
木造	5年以上 10年未満	110	107	136	133	157	153	186	182	233	228
	10年以上 15年未満	177	172	216	210	250	244	297	289	375	365
	15年以上 20年未満	216	210	265	258	306	297	364	354	459	446
	20年以上 25年未満	264	255	329	318	383	370	455	439	583	563
	25年以上 30年未満	294	284	362	350	429	413	518	499	645	622
	30年以上	344	291	398	374	474	456	571	550	714	687
鉄筋 コン クリ ート 造	5年以上 10年未満	54	54	67	67	77	77	91	91	115	115
	10年以上 15年未満	97	97	119	119	137	137	163	163	206	206
	15年以上 20年未満	131	131	160	160	184	184	219	219	277	277
	20年以上 25年未満	157	157	193	193	221	221	263	263	333	333
	25年以上 30年未満	177	177	218	218	250	250	297	297	376	376
	30年以上 35年未満	194	194	238	238	273	273	324	324	410	410
	35年以上 40年未満	206	206	253	253	291	291	345	345	437	437
	40年以上 45年未満	216	216	265	265	305	305	362	362	458	458
	45年以上 50年未満	222	222	272	272	313	313	371	371	470	470
	50年以上	251	251	309	309	355	355	421	421	533	533

備考 ア欄は東京都の特別区の区域内に存する公舎について、イ欄は本市の区域内に

存する公舎について、それぞれ適用する。

2 その他の職員が居住する場合

構造	面積 経過年数	55平方メートル未満		55平方メートル以上70平方メートル未満		70平方メートル以上80平方メートル未満		80平方メートル以上100平方メートル未満		100平方メートル以上	
		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ
木造	5年以上10年未満	円 73	円 71	円 90	円 88	円 105	円 102	円 124	円 122	円 155	円 152
	10年以上15年未満	118	130	162	165	167	181	228	237	305	301
	15年以上20年未満	185	181	228	229	267	261	320	324	417	409
	20年以上25年未満	238	240	313	309	349	349	439	437	582	565
	25年以上30年未満	278	279	357	352	410	407	523	517	665	643
	30年以上	333	288	405	384	445	464	593	585	757	730
鉄筋 コン クリ ート 造	5年以上10年未満	36	36	44	44	52	52	61	61	77	76
	10年以上15年未満	64	64	79	79	92	92	109	109	137	137
	15年以上20年未満	115	115	141	141	165	165	198	198	247	247
	20年以上25年未満	141	141	175	175	203	203	245	245	305	305
	25年以上30年未満	164	164	203	203	236	236	284	285	354	354
	30年以上35年未満	184	184	227	227	265	265	319	320	397	397
	35年以上40年未満	201	201	249	249	291	291	351	351	436	436
	40年以上45年未満	217	217	268	268	314	314	379	379	471	470
	45年以上50年未満	230	230	284	284	333	333	402	402	499	499

50年以上	250	250	309	309	361	361	435	436	541	541
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考 ア欄は東京都の特別区の区域内に存する公舎について、イ欄は本市の区域内に存する公舎について、それぞれ適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に公舎の貸与を受けている者で次の表の左欄に掲げるものに係る当該公舎の使用料（以下「使用料」という。）の額は、この訓令による改正後の京都市公舎管理規程（以下「改正後の規程」という。）第3条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

改正後の規程第3条の規定により算定した使用料の額（以下「新使用料額」という。）が平成26年4月分の使用料の額（以下「旧使用料額」という。）に10分の12を乗じて得た額を超える者	旧使用料額に10分の12を乗じて得た額
旧使用料額が新使用料額を超える者	旧使用料額

(行財政局財政部財産活用促進課)